

四日市市立小中学校施設整備事業

第 1 次 募 集 要 項

平成 1 5 年 7 月 2 2 日

四 日 市 市

四日市市では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第7条第1項により、「四日市市立小中学校施設整備事業」にかかる民間事業者を公募型プロポーザル方式で募集・選定いたしますので、募集要項をここに公表します。

平成 15 年 7 月 22 日

四日市市長 井上 哲夫

1.	募集要項の概要	1
2.	事業の概要	1
(1)	事業名	1
(2)	対象となる公共施設の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等	1
(4)	事業目的	1
(5)	事業内容	2
(6)	事業範囲	2
(7)	事業に必要とされる関連法令等	3
(8)	事業スケジュール(予定)	4
(9)	事業方式	4
3.	資格要件	5
(1)	応募者の構成	5
(2)	応募者の資格要件	5
(3)	応募者の参加資格確認基準日	6
(4)	応募者の参加資格喪失等	7
(5)	応募者の変更	7
4.	応募に関する留意事項	7
(1)	提案価格の上限	7
(2)	金融上の支援	7
(3)	その他の留意事項	8
5.	募集及び選定の手順	10
(1)	募集及び選定スケジュール(予定)	10
(2)	募集要項の配布	10
(3)	説明会の開催	10
(4)	現地確認	11
(5)	参考図の有償配布	11
(6)	募集要項等に関する質問受付	12
(7)	募集要項等に関する質問回答	12
(8)	参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付	12
(9)	参加資格審査結果の通知	12
(10)	第一次審査通過者の公表・通知	13
(11)	応募を辞退する場合	13
(12)	第二次募集の開始以降の手続き	13
(13)	応募者の提案コストの負担について	13
(14)	募集手続きについての市の担当窓口	13
6.	提案の審査	14
(1)	選定審査委員会の設置	14
(2)	審査の方法	14

(3)	審査結果の通知及び公表.....	14
7.	契約に関する事項.....	15
(1)	契約の手続き.....	15
(2)	S P C（特別目的会社）の設立.....	15
(3)	契約の枠組み.....	15
(4)	契約保証金.....	16
8.	事業者の業務内容に関する事項.....	17
(1)	施設の完成確認及び完成確認期限.....	17
(2)	市のサービス購入料支払.....	17
(3)	事業契約上の地位.....	17
(4)	市の費用負担に関する事項.....	18
(5)	保険.....	18
(6)	市と事業者の責任分担.....	18
(7)	事業契約上の債権の取扱い.....	18
(8)	業務の委託等.....	18
(9)	土地の使用等.....	19
9.	事業実施に際して必要な事項.....	19
(1)	事業の実施状況のモニタリング.....	19
(2)	協議会の設置.....	19
(3)	誠実な業務遂行義務.....	20
(4)	融資団との協議.....	20
10.	提出書類作成要領.....	20
(1)	提出書類.....	20
(2)	提案書作成要領（第一次提案）.....	22
11.	配布資料.....	22
(1)	募集要項.....	22
(2)	別添資料.....	22
	別紙 1 サービス購入料の支払について.....	23
	別紙 2 モニタリング概要.....	27
	別紙 3 モニタリングとサービス購入料 2 の減額等の措置について.....	29

1. 募集要項の概要

四日市市（以下「市」という。）は、四日市市立小中学校施設整備事業（以下「本事業」という。）を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成15年2月4日に公表した「四日市市立小中学校施設整備事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）ならびに実施方針に対する意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により平成15年6月26日本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書（案）、事業者選定基準書、様式集は、本募集要項と一体のものとする。なお、募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

四日市市立小中学校施設整備事業

(2) 対象となる公共施設の種類

南中学校	四日市市前田町 18-17
橋北中学校	四日市市高浜町 1-4
港中学校	四日市市十七軒町 10-41
富田小学校	四日市市富田一丁目 24-49

(3) 公共施設等の管理者等

四日市市長 井上哲夫

(4) 事業目的

21世紀を迎えて少子高齢化の中で、学校のあり方や地域社会の学校への期待、学校像などが変化していることを受けて、教育内容・教育方法等において、これまでにない教育施策への取組みが必要となってきた。市では、小・中学校教育にあたって「新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもの育成＜自立・共生・チャレンジ＞」を基本方針に掲げ、新しい学習指導要領に基づく

週 5 日制の下で、これからの社会を担う子どもたちの育成のため広範な教育活動を展開している。

一方で、こういった義務教育を取り巻く状況の変化に応じ、これまでも小中学校の良好な学習環境を実現するために、長期計画に従って順次老朽校舎等の改築あるいは改修に取り組んできたところであり、今後も引き続き計画的な整備を進めていくことが必要である。

特に、戦後第一次ベビーブームと言われた世代の就学の場を確保するために、昭和 30 年代に多く建設された校舎等は、現在改築時期を迎えており新たな教育ニーズに対応した早期の整備が求められているが、今日の深刻な財政状況のもとで学校整備のための財政措置が難しい状況となってきている。

このため、学校整備における財源の確保と同時に、時代の求める教育サービスの質の向上という重要な課題に対応するため、市では P F I 法により老朽化した小中学校校舎等の改築・改修を複数校一括して整備し、教育環境の向上を早期に実現するとともに、施設の維持管理を民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、学校施設における長期的な観点で整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

(5) 事業内容

本事業は P F I 法第 10 条第 1 項に基づき、公共施設の管理者等である市が事業者と締結する P F I 事業契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者は市立小中学校 4 校の老朽校舎等につき解体・撤去業務、企画・設計業務、改築業務、改修業務、外構整備業務、仮設業務、工事監理業務、維持管理業務を行う。

(6) 事業範囲

事業者の主な業務は次の通りであり、詳細は要求水準書（案）（別添資料 1）において示す。

ア 小中学校校舎等の改築及び改修業務

- ・ 小中学校校舎、これに関連する施設及びこれに附帯する工作物に係る改築及び改修の計画・設計
- ・ 上記施設等の建設
- ・ 工事監理
- ・ 義務教育施設整備に係る国庫補助金交付申請に係る諸作業（但し、文部科学省に対する諸手続きは市が行う。）
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 校舎等改築・改修に伴う各種申請等の業務
- ・ 校舎等改築施設の所有権移転に関する業務

- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 校舎等の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 清掃・衛生業務
- ・ 安全管理業務
- ・ 備品等保守管理業務

なお、大規模修繕業務は事業者の業務に含まないものとし、大規模修繕業務は別添資料 1 要求水準書（案）で規定するものとする。

(7) 事業に必要とされる関連法令等

P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。)のほか、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は、次の通りである。

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ウ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- オ 水道法（昭和 32 年法律 177 号）
- カ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- キ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ケ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- コ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- サ 振動規制法（昭和 61 年法律第 64 号）
- シ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ス 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- セ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ソ 学校保健法（昭和 33 年法律 56 号）
- タ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- チ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
（文部科学省大臣官房文教施設部）
- ツ 中学校設置基準及び中学校施設整備指針
（文部科学省大臣官房文教施設部）
- テ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

ト 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律<ハートビル法>（平成6年法律第44号）

ナ 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成11年条例第2号）

ニ 市条例

- ・ 四日市市環境基本条例（平成7年条例第12号）
- ・ 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第7号）
- ・ 四日市市都市景観条例（平成6年条例第9号）
- ・ 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
（平成3年条例17号）
- ・ 四日市市公共下水道条例（昭和34年条例第8号）
- ・ 四日市市水道事業給水条例（昭和35年条例第16号）
- ・ 四日市市火災予防条例（昭和48年条例第49号）
- ・ 四日市市文化財保護条例（平成5年条例第17号）

ヌ その他関連法令

(8) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下の通りである。

特定事業の選定の公表	平成15年6月26日
募集の公告	平成15年7月22日
優先交渉権者の決定	平成16年1月下旬
事業者との基本協定の締結	平成16年2月
事業者との仮契約締結	平成16年5月
事業者との本契約締結	平成16年6月
改修施設の供用開始	平成17年11月
改築施設の供用開始	平成18年1月～9月
事業終了	平成39年3月末日

(9) 事業方式

本事業の事業方式は、B T O（Build-Transfer-Operate）方式とする。

事業者は、P F I法に基づき、事業の実施に必要な資金の確保を行った上で、市立小中学校4校の老朽校舎等につき解体・撤去業務、企画・設計業務、改築業務、改修業務、外構整備業務、仮設業務、工事監理業務を行い、市に所有権を移転したのち維持管理業務を実施する。

3. 資格要件

(1) 応募者の構成

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループは、その構成員（以下「構成員」という。）として施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。また設計企業、建設企業及び維持管理企業を、それぞれ複数の企業とすることも、同一企業が兼ねることも可能とする。

応募者は、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、業務の一部を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書等提出時において協力企業として明記するものとする。

なお、市では本事業の実施に際し、応募者・協力企業として四日市市内に本社・本店を置く企業が加わるなど、地元経済発展への配慮に期待している。

(2) 応募者の資格要件

ア 応募者の制限

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び167条の11の規定に該当しない者であること。

下記の各法律等の各規定による各申立てがなされていない者であること。

- a 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
- b 破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
- c 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て
- d 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続き開始の申立て
- e 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て
- f 私的整理ガイドライン（平成13年9月19日公表）の規定による私的整理手続き開始の申立て

市から指名停止の措置を受けていない者であること。

最近1年間の法人税、事業税、消費税、四日市市税を滞納していない者であること。

パシフィックコンサルタンツ株式会社及び三井安田法律事務所又はこれらの

者と資本金面若しくは人事面において関連がない者であること。また、これらの者からアドバイザーのサービスを受けていない者であること。

本事業にかかる審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本金面若しくは人事面において関連がない者であること。

イ 応募者の要件

応募企業は、次の 、 及び に示す要件を1社にて満たすこと。また、応募グループのうち設計企業、建設企業及び維持管理企業は、次の 、 、 の要件をそれぞれ満たすこと。

施設を設計する者の要件

- a 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- c 小中学校施設の計画・設計の実績を有すること。但し、複数の企業が施設を設計する者となる場合は、構成員に実績を有する者を含むものとする。

施設を建設する者の要件

- a 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- c 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査〔審査基準日が平成13年(2001年)10月1日から平成14年(2002年)9月30日までのもの〕(当該審査基準日に受けていない場合は、平成14年(2002年)10月1日以降を審査基準日とする)を受けた者で、審査結果の総合点が750点(四日市市請負工事指名業者格付等級区分Aランク)以上の者であること。但し、複数の企業が施設を建設する者となる場合は、構成員に750点以上の者を含むものとする。

施設を維持管理する者の要件

- a 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 学校校舎、公共施設、オフィスビルなどの維持管理業務の実績があり、関連有資格者を有すること。

(3) 応募者の参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、平成15年7月22日とする。

(4) 応募者の参加資格喪失等

応募者は、優先交渉権者の選定結果が公表されるまでの間に以下のいずれかに該当した場合は、その事実が判明した時点で参加資格を喪失するものとする。

- ア 一応募者が、他の応募者となっている場合
- イ 一応募者が、他の応募者の提案に協力している場合
- ウ 応募者が、他の応募者から提案に関する協力を受けている場合
- エ 応募者が、機密情報を不正に入手する等の行為を働いた場合
- オ 応募者が、(2)の要件を満たせなくなった場合

(5) 応募者の変更

参加表明書の提出後、応募者の変更は認めない。

但し、以下の事項が生じた場合、市は当該応募者の変更を要請することができる。当該応募者が要請に応じない場合、市は、当該応募者が(4)イ又はウに該当するおそれがあると判断し、当該応募者の参加資格を喪失させることができる。

- ア 一応募者与其他の応募者が、親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は商法 211 条の 2 第 1 項に定める通りとする）
- イ 一応募者与其他の応募者が、同一企業の子会社である場合

なお、いかなる場合においても、応募企業・代表企業の変更は認められない。

4. 応募に関する留意事項

(1) 提案価格の上限

第二次提案で応募者の提案するサービス対価の上限価格は、8,590 百万円（現在価値ベース（割引率 4 %）で 6,870 百万円）（いずれも消費税及び地方消費税の額を含まない。）である。

(2) 金融上の支援

ア 日本政策投資銀行の活用について

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用

を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

イ 補助金制度の活用について

市は、施設整備にあたりPFI法基本方針の四の1(1)項にある「財政上の支援については、本来公共施設等の管理者が受けることが出来る支援の範囲内で、民間事業者が受けられるように配慮すること。」を遵守し、民間の資金及び各種ノウハウ活用とともに、国等の支援措置を活用することとした。

(3) その他の留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項及び別添資料の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者との合意のうえで全部又は一部を無償で使用できるものとする。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った者が負う。

提出書類の返却

契約に至らなかった応募者の提案については、事業者選定後に返却する。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は一つの提案しか行うことはできない。

カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

キ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

5. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール(予定)

募集及び選定のスケジュールは以下の通りとする。

日 程	内 容
平成 15 年 7 月 22 日(火) ~ 29 日(火)	第一次募集要項の配布
平成 15 年 7 月 30 日(水)	募集要項についての説明会
平成 15 年 8 月 1 日(金)	現地確認
平成 15 年 8 月 4 日(月) ~ 8 日(金)	第一次募集要項等に関する質問受付
平成 15 年 8 月 26 日(火)	第一次募集要項等に関する質問・回答公表
平成 15 年 9 月 5 日(金) ~ 17 日(水)	参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案受付
平成 15 年 9 月 19 日(金)	参加表明企業の公表
平成 15 年 10 月 9 日(木)	資格審査結果の通知
平成 15 年 10 月 15 日(水)	第一次審査結果の公表・通知
平成 15 年 10 月 15 日(水)	第二次募集要項等の送付
平成 15 年 10 月下旬	第二次募集要項等に関する質問受付
平成 15 年 10 月下旬	第二次募集要項等に関する質問者への共同ヒアリング
平成 15 年 11 月中旬	第二次募集要項等に関する質問・回答公表
平成 15 年 12 月上旬	第二次提案書受付
平成 15 年 12 月中旬	提案書提出企業の公表
平成 16 年 1 月中旬	提案書のプレゼンテーション、審査
平成 16 年 1 月下旬	審査結果の通知、優先交渉権者の決定及び公表
平成 16 年 2 月	基本協定の締結
平成 16 年 5 月	事業者との仮契約締結
平成 16 年 6 月	事業者との本契約締結

(2) 募集要項の配布

- ア 配布日時 : 平成 15 年 7 月 22 日(火) ~ 7 月 29 日(火)
土・日を除く午前 10 時 ~ 午後 5 時
- イ 配布先 : 募集手続きについての市の担当窓口
市のホームページで平成 15 年 7 月 22 日(火)より閲覧可能

(3) 説明会の開催

- ア 開催日 : 平成 15 年 7 月 30 日(水)
- イ 開催時間 : 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時(予定)
- ウ 開催場所 : 三重県四日市市諏訪町 1 - 5
四日市市役所 9 階大会議室
- エ 参加申込先 : 募集手続きについての市の担当窓口
- オ 参加申込期間 : 平成 15 年 7 月 23 日(水) ~ 平成 15 年 7 月 29 日(火)

- カ 参加申込方法 : 「募集要項説明会参加申込書」(第1号様式)に記入の上、Eメールにより申し込むこと。
- キ その他 : 当日、資料は配布しないので、先に配布又は市のホームページよりダウンロードしたものを持参すること。

(4) 現地確認

- ア 公開日 : 平成 15 年 8 月 1 日 (金)
- イ 公開時間 : 富田小学校 午前 9 時 30 分から正午まで
: 橋北中学校 //
- : 港中学校 午後 1 時 30 分から 4 時まで
: 南中学校 //
- 当日は車の駐車等係員の指示に従うこと。
- ウ 参加申込先 : 募集手続きについての市の担当窓口
- エ 参加申込期間 : 平成 15 年 7 月 23 日 (水) ~ 平成 15 年 7 月 29 日 (火)
- オ 参加申込方法 : 「現地確認参加申込書」(第2号様式)に記入の上、Eメールにより申し込むこと。

(5) 参考図の有償配布

ア 参考図の内容

要求水準書(案)の別紙「既存施設関係図書等一覧表」に示すとおり。

イ 配布方法

有償配布を希望する者は、次の手順で参考図を入手すること。

事前閲覧を受け付けるので、募集手続きについての市の担当窓口まで電話連絡にて申し出ること。

申出期間 : 平成 15 年 7 月 23 日 (水) ~ 7 月 29 日 (火)
午前 9 時 ~ 午後 5 時

後日、閲覧日時及び閲覧場所を市より電話連絡するので、指定された日に来庁のうえ閲覧すること。

閲覧の結果、必要な参考図については、下記場所へ閲覧後2日以内に「参考図書等配布申込書」(第3号様式)を提出し、日程調整のうえ有償にて受け取ること。

提出先・受領先 : 株式会社 三ツ星
〒510-0082 四日市市中部1番20号
電話 0593-52-3044

(6) 募集要項等に関する質問受付

本募集要項等に記載している内容に対する質問を次の通り受け付ける。

- ア 受付期間 : 平成15年8月4日(月)~平成15年8月8日(金)
- イ 提出先 : 募集手続きについての市の担当窓口
- ウ 提出方法 : 「募集要項に関する質問書」(第4号様式)に
Microsoft Wordで記入し、募集要項、別添資料毎に
ファイル名をつけた電子ファイルとし、Eメールにより提出すること。

(7) 募集要項等に関する質問回答

- ア 回答日 : 平成15年8月26日(火)
- イ 回答方法 : 質問回答については市のホームページに公表する。

(8) 参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付

- 提出方法 : 持参又は郵送による。
- ア 持参する場合
 - 受付日時 : 平成15年9月5日(金)~9月17日(水)
土・日を除く午前10時~午後5時
 - 提出先 : 募集手続きについての市の担当窓口
- イ 郵送する場合
 - 送付期限 : 平成15年9月16日(火)必着
 - 提出先 : 募集手続きについての市の担当窓口
 - 送付方法 : 封筒の表に「四日市市立小中学校施設整備事業」と
朱書して郵送(配達証明付)すること。

(9) 参加資格審査結果の通知

- 通知方法 : 参加資格審査結果通知書は、応募者の代表企業に
対して、平成15年10月9日(木)までに郵送する。

(10)第一次審査通過者の公表・通知

- ア 公表日 : 平成 15 年 10 月 15 日 (木)
イ 公表方法 : 第一次審査通過者については市のホームページにて公表する。
ウ 審査結果通知 : 第一次審査結果通知書は、応募者の代表企業に対して公表日までに郵送する。

(11)応募を辞退する場合

参加表明以降、応募者が応募を辞退する場合は、応募辞退届 (第 11 号様式) を募集手続きについての市の担当窓口へ提出すること。

(12)第二次募集の開始以降の手続き

第二次募集の開始以降の手続きについては、第二次募集開始時に配布する追加資料等において示すものとする。

(13)応募者の提案コストの負担について

第二次募集による提案審査の結果、次点以下の者に対しては提案報奨金を支払うことを予定しているが、詳細は第二次募集要項において示すこととする。

(14)募集手続きについての市の担当窓口

本募集に関する諸手続・提出先・連絡先等は、特に指定のない限り下記窓口とする。

- 担 当 窓 口 : 四日市市教育委員会 教育施設課
E - m a i l : kyouikushisetsu@city.yokkaichi.mie.jp
住 所 : 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
電 話 : 0 5 9 3 - 5 4 - 8 2 4 3
F A X : 0 5 9 3 - 5 4 - 8 3 0 8
ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/schoolpfi/index.html>

6. 提案の審査

(1) 選定審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等により構成される選定審査委員会において行う。

選定審査委員会の委員は下記の通りである。

委員長	西村 厚（慶應義塾大学総合政策学部教授）
副委員長	植田 和 男（特定非営利活動法人日本 P F I 協会専務理事）
委員	稲 沢 克 祐（四日市大学総合政策学部助教授）
委員	佐 藤 長 英（あさひ・狛法律事務所弁護士）
委員	根津知佳子（三重大学教育学部助教授）
委員	渡 邊 昭 彦（豊橋技術科学大学建設工学系教授）

但し、各委員の所属・職名は就任時のものである。

(2) 審査の方法

審査は、あらかじめ定めた事業者選定基準書（別添資料 2）に従って、第一次審査、第二次審査の 2 段階に分けて実施する。なお、第二次審査において、事業者プレゼンテーションを実施する。

選定審査委員会は、全応募者からの提案書を審査し、選定結果を市長に報告する。市長は、選定結果の報告を受けて優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者と協議が整った場合、市はその者と事業契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合、市は次点交渉権者と協議を行う。

(3) 審査結果の通知及び公表

選定審査委員会における審査の経過及び結果は、市長が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した後にこれを公表し、審査結果は講評での内容とする。

なお、審査に関する問い合わせ、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

また、本事業に関し選定審査委員に内容選定に関する問い合わせを行うなどの事実が明らかになった場合、応募者は失格とする。

7. 契約に関する事項

(1) 契約の手続き

市は、事業契約書(案)に基づき、優先交渉権者と速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを行う。このとき、事業契約書(案)の示す基本的な条件の変更は行わない。

優先交渉権者は、平成16年3月中を目処に(2)に示すSPCを設立し、市との間で仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を得た場合に正式な本契約となる。

優先交渉権者決定後、優先交渉権者が3(2)に定める制限又は処分を受けた場合若しくは契約交渉の結果、市と選定された優先交渉権者との間で契約締結に関する合意がなされなかった場合、市はプロポーザルの総合評価において次点を獲得した応募者に優先交渉権を付与し、速やかに契約交渉及び契約手続きを行う。

なお、市と次点を獲得した応募者との間で同様な事態が発生した場合は、同様に優先交渉権を順次繰り上げるものとする。

(2) SPC(特別目的会社)の設立

優先交渉権者となった応募者は、仮契約の締結前までに、本事業に係る業務を目的とするSPCを商法上の株式会社として四日市市内に設立するものとし、事業期間中は移転しないものとする。

応募企業はSPCへの出資を行い、議決権の保有比率は50%を超えるものとする。

応募グループの場合、構成員が主体となってSPCへの出資を行うものとするが、必ずしも構成員全員の出資は要しない。但し、構成員の合計での議決権保有比率が50%を超えるものとし、その中で代表企業は最大の議決権を保有するものとする。

なお、応募者以外の者がSPCに出資することは可能である。

(3) 契約の枠組み

ア 契約当事者

優先交渉権者が設立するSPC

イ 締結時期

基本協定の締結	平成 16 年 2 月 (予定)
事業契約仮契約	平成 16 年 5 月 (予定)
事業契約本契約	平成 16 年 6 月 (予定)

ウ 事業契約の概要

事業契約書 (案) に基づき、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め締結するものである。

エ その他

契約の締結においては、P F I 法第 9 条の規定に基づき議会の議決を要する。

(4) 契約保証金

事業者は、自ら又は請負業者をして次のいずれかの保証を付するものとする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等 (国債証券、政府保証のある債権)

ウ 事業契約上の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等の保証

エ 事業契約上の債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

上記の保証に関する保証金の額は、建設期間中にあつては、改築及び改修業務 [解体・撤去業務、改築業務・改修業務、外構整備業務、仮設業務 (維持管理含む)] に相当する金額の 10 分の 1 以上とする。但し、設計・維持管理期間にあつては免除とする。

8. 事業者の業務内容に関する事項

(1) 施設の完成確認及び完成確認期限

事業者は工事完了後、維持管理業務の開始前に、市による完成確認を受けるものとし、各施設の完成確認期限を表1の通りとする。

各施設について、完成確認の完了及び引渡しは、市から完成確認書を交付することをもってなす。

なお、完成確認書交付前に、市が、什器・備品の搬入等を目的に事前使用を行うことがある。

表1 完成確認期限

学校名	施設	完成確認期限
南中学校	改築体育施設	平成17年12月31日
	改築校舎	平成18年3月31日
橋北中学校	改修校舎	平成17年10月31日
	改築校舎	平成18年3月31日
港中学校	改修体育施設	平成17年10月31日
	改築校舎	平成18年8月31日
富田小学校	改修校舎・改修体育施設	平成17年10月31日
	改築校舎	平成18年8月31日

(2) 市のサービス購入料支払

市は、契約に基づき事業者が実施する施設整備業務の対価に相当する額として「一時支払金」及び「サービス購入料1」、維持管理業務の対価に相当する額として「サービス購入料2」を支払う。(別紙1参照)

(3) 事業契約上の地位

事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供等その他の方法により処分してはならない。

(4) 市の費用負担に関する事項

次の費用については、市が費用負担するものとする。

- ア 大規模修繕に要する費用
- イ 維持管理業務に係る光熱水費

(5) 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入すること。

(6) 市と事業者の責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(7) 事業契約上の債権の取扱い

ア 債権の譲渡

事業者が債権を譲渡する場合は、事前に市の承諾を得ることとする。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に質権を設定する場合、及びこれを担保提供する場合には、事前に市の承諾を得ること。(市は本事業の実施に影響が生じると合理的に判断する場合は承諾しない。)

(8) 業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を参加表明時に記載された企業以外に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

(9) 土地の使用等

ア 特定事業に係る市有財産の無償貸与

本事業の区域は、橋北中学校敷地の一部(国有地)を除いて市の行政財産であり、事業者が使用するにあたっては無償とする。

また、橋北中学校における国有財産に該当する部分についても同様の扱いとされ、関連する手続き等は市において対応する。

イ 埋蔵文化財の調査について

遺跡が存在する富田小学校の改築予定校舎敷地については、市が事前に試掘調査を実施することとし、その結果によって埋蔵文化財調査が必要な場合、事業者は調査範囲及び実施方法について、四日市市教育委員会との間で協議を行う。なお、試掘調査の結果については第二次募集要項にて示す。

9. 事業実施に際して必要な事項

(1) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保するため別紙2の要領にてモニタリングを行う。

(2) 協議会の設置

- ア 市は、本事業の適切な実施に向けて、市職員、事業者及び学識経験者等の外部委員からなる協議会を設置する。
- イ 協議会の運営を行う事務局は市とする。協議会の運営に要する経費は市が負担するものとする。
- ウ 協議会設置の目的は、本事業の遂行に伴い生じる可能性のある係争事項に関する市と事業者間の協議を円滑、公正、公平に行い、必要に応じ市や事業者に対し意見や助言を与える。
- エ 協議会は本事業の維持管理業務の遂行に関し、健全な事業運営を監視する。協議会は少なくとも年1回開催され、また、市、事業者及び外部代表のいずれの要請があれば随時開催される。

(3) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案内容及び事業契約の諸条件に則って誠実に業務を遂行し、また、構成員はグループ内で各自が行うべき業務を明確にしたうえで各業務を遂行する。なお、代表企業は市の対応窓口となり業務遂行上の諸手続きを行うものとする。

(4) 融資団との協議

市は本事業に関して、事業者に融資する融資団と概ね以下の事項を協議することができる。

- ア 市が事業契約に関し、事業者に違約金等を請求し、また契約を終了させる際の融資団への通知及び協議に関する事項
- イ 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資団が指定し、市が承認する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- ウ 融資団が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市への通知及び協議に関する事項
- エ 市がサービス購入料の減額措置を講ずる場合の融資団に対する通知に関する事項

10. 提出書類作成要領

(1) 提出書類

提出書類は以下の通りで、様式は別添の様式集に基づく。

- ア 手続き書類 <各1部>
 - 募集要項説明会参加申込書 (第1号様式)
 - 現地確認参加申込書 (第2号様式)
 - 参考図書配布申込書 (第3号様式)
 - 募集要項に関する質問書 (第4号様式)

- イ 参加表明書・参加資格確認書類 <各1部>
 - 参加表明書 (第5号様式)
 - 構成員メンバー表・協力企業メンバー表 (第6号様式)
 - 委任状(代表企業) (第7号様式)
 - 委任状(受任者) (第8号様式)
 - 参加資格審査申請書 (第9号様式)
 - 実績確認書 (第10号様式)

会社概要（構成員全社分）
決算報告書（構成員全社分、決算報告書は直近3カ年）
納税証明書（構成員全社分、直近1カ年）
法人登記簿謄本（構成員全社分、交付から3カ月以内のもの）
印鑑証明書（構成員全社分、交付から3カ月以内のもの）
入札参加資格者名簿の登録を証する書類の写し（構成員全社分）
設計企業の参加資格要件が確認できる許可証の写し及び書類
建設企業の参加資格要件が確認できる登録証の写し及び書類
維持管理企業の参加資格要件が確認できる書類

ウ 第一次提案書類＜20部＞

第一次提案書表紙（第12号様式）
本事業の実施に対する基本的な考え方（第13号様式）
本事業の遂行体制・資金調達についての考え方（第14号様式）
施設設計についての考え方（第15号様式）
建設計画についての考え方（第16号様式）
施設の維持管理・修繕についての考え方（第17号様式）

エ 第二次提案書類提出時

提案提出届

- a 提案提出届
- b 提出書類一覧
- c 構成員メンバー表

施設整備業務提案書

- a 計画説明書
- b 実施体制説明書
- c 施設設計説明書
- d 工事費見積書
- e 工程計画書

維持管理業務提案書

- a 維持管理業務総括書
- b 計画説明書
- c 長期修繕計画書（大規模修繕計画を含む）
- d 維持管理費見積書

事業計画提案書

- a 事業計画提案概要書
- b 市の支払い総額（提案価格）
- c 資金調達計画書
- d 事業の安定性に関する提案
- e リスク管理方針
- f 長期収支計画書

- g 貸借対照表
- h 融資条件書
- i P F I 事業参加実績表

オ 応募辞退時の提出書類

応募を辞退する場合は、応募辞退届（第 11 号様式）を 1 部提出すること。

(2) 提案書作成要領（第一次提案）

第一次提案書における提案内容は以下の通りである。

- ア 提案書は事業者選定基準書（別添資料 2）の第一次提案審査基準の内容を踏まえて、様式集（別添資料 3）に記載の枚数以内で簡潔に記述すること。
- イ 文章を補完するため、図表、概念図等は最小限の範囲で使用できるが、表現はシンプルなものとする。
- ウ 具体的な施設形態を示す設計図、模型（写真）、完成予想図及びイメージ写真等を使用しないこと。
- エ 提案書類は、A 4 版縦で表紙（第 12 号様式）をつけること。

11. 配布資料

配布資料は次の通りである。

(1) 募集要項

本文

別紙 1 サービス購入料の支払について

別紙 2 モニタリング概要

別紙 3 モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について

(2) 別添資料

別添資料 1 要求水準書（案）

別添資料 2 事業者選定基準書

別添資料 3 様式集（第一次提案募集）

サービス購入料の支払について

1. 施設整備のサービス対価

市は、小中学校校舎等の改築及び改修業務の対価に相当する額を一時支払金とサービス購入料 1 として支払うものとする。

なお、学校・整備時期別の一時支払金・サービス購入料 1 の対象業務は表 1 に示すものとする。

表 1 学校・整備時期別サービス購入料の対象範囲

区 分		施 設	一時支払金・サービス購入料 1 の 対象業務	サービス購入料 2 の 対象業務
南中学校	第 1 期	改築体育 施設	企画・設計業務、解体・撤去業務、 改築業務、工事監理業務	第 2 期改築校舎を除く 維持管理業務
	第 2 期	改築校舎	企画・設計業務、解体・撤去業務、 改築業務、外構整備業務、仮設業 務（維持管理含む）、工事監理業務	第 2 期改築校舎を対象 とする維持管理業務
橋北中学校	第 1 期	改修校舎	企画・設計業務、改修業務、工事監 理業務	第 2 期改築校舎を除く 維持管理業務
	第 2 期	改築校舎	企画・設計業務、解体・撤去業務、 改築業務、外構整備業務、仮設業 務（維持管理含む）、工事監理業務	第 2 期改築校舎を対象 とする維持管理業務
港中学校	第 1 期	改修体育 施設	企画・設計業務、改修業務、工事監 理業務	第 2 期改築校舎を除く 維持管理業務
	第 2 期	改築校舎	企画・設計業務、解体・撤去業務、 改築業務、外構整備業務、仮設業 務（維持管理含む）、工事監理業務	第 2 期改築校舎を対象 とする維持管理業務
富田小学校	第 1 期	改修校舎・ 改修体育 施設	企画・設計業務、改修業務、工事監 理業務	第 2 期改築校舎を除く 維持管理業務
	第 2 期	改築校舎	企画・設計業務、解体・撤去業務、 改築業務、外構整備業務、仮設業 務（維持管理含む）、工事監理業務	第 2 期改築校舎を対象 とする維持管理業務

仮設業務は事業者が必要と考える場合のみ

(1) 一時支払金

市は、改築施設・改修施設とも完成確認後 2 ヶ月以内に、事業者へ一時支払金を支払うものとする。なお、一時支払金の支払予定額は、第二次募集要項等に示す予定である。

(2) サービス購入料 1

ア 支払条件

市は、学校別に 2 回目の完成確認の後に、サービス購入料 1 の支払を開始する。一時支払金を除いた小中学校校舎等の改築及び改修業務の対価に相当する額を、事業期間中、分割払いで支払う。

小中学校校舎等の改築及び改修業務の対価に相当する額から一時支払金に相当する額を控除した額（各校毎に以下「割賦払金」という。）及びそれに対する下記表 3 に従って算定される額（以下「金利」という。）をサービス購入料 1 の支払総額とする。

なお、サービス購入料 1 は学校別に算出するものとし、各回の支払時期及び支払額は表 2 に示すものとする。

また、サービス購入料 1 は、運営開始後のモニタリングによる減額措置等の対象とならない。

表 2 サービス購入料 1 の支払

	支払時期	サービス購入料 1a (南中学校)	サービス購入料 1b (橋北中学校)	サービス購入料 1c (港中学校)	サービス購入料 1d (富田小学校)
第 1 回	平成 18 年 4 月	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 45 回で元利均等返済する額】 + 【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 45 回で元利均等返済する額】 + 【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 43 回で元利均等返済する額】 + 【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 43 回で元利均等返済する額】 + 【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) に対する金利】
第 2 回	平成 18 年 7 月				
第 3 回	平成 18 年 10 月				
第 4 回	平成 19 年 1 月				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
第 44 回	平成 29 年 1 月				
第 45 回	平成 29 年 4 月				
第 46 回	平成 29 年 7 月	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 40 回で元利均等返済する額】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 40 回で元利均等返済する額】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 40 回で元利均等返済する額】	【(割賦払金の 2 分の 1 の金額) と金利を 40 回で元利均等返済する額】
第 47 回	平成 29 年 10 月				
.	.				
.	.				
第 84 回	平成 39 年 1 月				
第 85 回	平成 39 年 4 月				

イ 金利の決定方法

金利は、各校毎に算出される割賦払金に対して、表 3 の記載に従って、「基準金利 + 提案スプレッド」により定めた利率に基づき算定する。

表 3 基準金利の適用範囲・期間

利率	適用範囲・期間
基準金利 1+提案スプレッド	支払時期を平成 18 年 4 月から平成 29 年 4 月とするサービス購入料 1a, 1b の金利の算定に適用する。
基準金利 2+提案スプレッド	支払時期を平成 18 年 10 月から平成 29 年 4 月とするサービス購入料 1c, 1d の金利の算定に適用する。
基準金利 3+提案スプレッド	支払時期を平成 29 年 7 月から平成 39 年 4 月とするサービス購入料 1a, 1b, 1c, 1d の金利の算定に適用する。

・基準金利

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの (円 - 円) 金利スワップレートとする。

基準金利 1 を決定する基準日は事業契約において合意された南中学校、橋北中学校の最終の引渡日の 2 銀行営業日前とし、基準金利 2 を決定する基準日は事業契約において合意された港中学校、富田小学校の最終の引渡日の 2 銀行営業日前とする。また、平成 29 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に基準金利 3 を決定する。

・提案スプレッド

応募者の提案により第二次提案書に記載された率とし、改定は行わない。

2. 維持管理業務のサービス対価

(1) 支払条件

校舎等の維持管理業務の対価に相当する額をサービス購入料として支払うものとする。

市は、学校別・整備時期別に完成確認の後に、サービス購入料 2 の支払を開始する。

サービス購入料 2 は学校別に算出するものとし、対象業務は表 1 に示すものとし、各回の支払時期及び支払額は表 4 に示すものとする。

また、サービス購入料 2 は、公租公課の負担、会社運営等の間接的な業務に対する対価も含むものとし、サービス購入料 2 は、モニタリングによる減額の対象となる。(別紙 3 参照)

表 4 サービス購入料 2 の支払額

	支払時期	サービス購入料 2a	サービス購入料 2b	サービス購入料 2c	サービス購入料 2d
第 1 回	事業者から請求書を受領してから 40 日以内		平成 17 年 12 月末までの維持管理業務の対価に相当する額	平成 17 年 12 月末までの維持管理業務の対価に相当する額	平成 17 年 12 月末までの維持管理業務の対価に相当する額
第 2 回	事業者から請求書を受領してから 40 日以内	平成 18 年 3 月末までの維持管理業務の対価に相当する額	平成 18 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額	平成 18 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額	平成 18 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
第 85 回	事業者から請求書を受領してから 40 日以内	平成 39 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額	平成 39 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額	平成 39 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額	平成 39 年 3 月末までの 3 ヶ月を対象とする維持管理業務の対価に相当する額

(2) 維持管理業務期間

維持管理業務期間は、学校別に完成確認書交付時点から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

(3) サービス購入料 2 の改定

サービス購入料 2 は毎年 1 回 4 月 1 日に、以下に示す算式により物価変動を勘案して改定を行う。

$$P_x = p \times (C S P I_{a-1} / C S P I_b)$$

但し、

P_x : 平成 X 年度のサービス購入料 2

p : 事業者が提案した、平成 18 年 12 月末までの 3 ヶ月を対象とするサービス購入料 2 の 4 倍

$C S P I_x$: 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成 X 年度平均値

a : 当該事業年度

b : 平成 18 年度

3. 工事スケジュール案及びサービス対価支払時期

スケジュール案を示すが、提案が表 5 と異なることを妨げるものではない。

表 5 工事スケジュール案とサービス対価支払時期

学校名	項目	16年度												17年度												18年度																									
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3														
南中学校	第 1 期工事																																																		
	第 2 期工事																																																		
	一時支払金（第 1 期）																																																		
	一時支払金（第 2 期）																																																		
	サービス購入料1a																																																		
	サービス購入料2a（第 1 期）																																																		
	サービス購入料2a（第 2 期）																																																		
橋北中学校	第 1 期工事																																																		
	第 2 期工事																																																		
	一時支払金（第 1 期）																																																		
	一時支払金（第 2 期）																																																		
	サービス購入料1b																																																		
	サービス購入料2b（第 1 期）																																																		
	サービス購入料2b（第 2 期）																																																		
港中学校	第 1 期工事																																																		
	第 2 期工事																																																		
	一時支払金（第 1 期）																																																		
	一時支払金（第 2 期）																																																		
	サービス購入料1c																																																		
	サービス購入料2c（第 1 期）																																																		
	サービス購入料2c（第 2 期）																																																		
富田小学校	第 1 期工事																																																		
	第 2 期工事																																																		
	一時支払金（第 1 期）																																																		
	一時支払金（第 2 期）																																																		
	サービス購入料1d																																																		
	サービス購入料2d（第 1 期）																																																		
	サービス購入料2d（第 2 期）																																																		

モニタリング概要

1. 基本設計完了時

市は、基本設計図書が、事業契約書、募集要項、要求水準書若しくは応募者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示した上、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

上記の場合を除き、市は、基本設計図書の提出後相当の期間内において、事業者に対し基本設計図書の内容を確認した旨を通知する。

また、事業者が建築基準法に基づく建築確認申請を行う際には、申請前に市に事前説明を行い、確認取得時にはその旨の報告を行う。

2. 実施設計完了時

市は、実施設計図書が、事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案若しくは基本設計図書の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示した上、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

上記の場合を除き、市は、実施設計図書の提出後相当の期間内において、事業者に対し実施設計図書の内容を確認した旨を通知する。

3. 工事施工時

- (1) 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。工事監理者は、事業者を通じ工事監理の状況を市に毎月報告を行う。市は、事業者による工事内容が事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案及び設計図書に従って整備されていることを確認する。
- (2) 市は、本件工事期間中随時、事業者に事前に通知した上で、整備対象施設が事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案及び設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に対して本件工事について確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本件工事の状況を、事業者の立会いの上、確認することができるものとする。
- (3) 事業者は、(1)ならびに(2)に定めるところの確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また、工事監理者をして、市に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。
- (4) 市は、確認の結果、整備対象施設が事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案若しくは設計図書に従って整備されていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- (5) 事業者は、本件工事期間中に事業者が行う検査又は試験のうち主要なものを実施する場合、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。

4. 工事完了時

- (1) 事業者は、本施設等の完工検査ならびに事業者が設置した器具及び備品の検査を行うものとする。事業者は、市に対して完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- (2) 事業者は事業契約書、募集要項及び要求水準書に従って、整備対象施設におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、測定値が要求水準書を

満たすものとする。事業者は、市に対して検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

- (3) 市は、事業者から(1)ならびに(2)の通知を受けた場合、14日以内に完工確認を実施するものとする。
- (4) 完工確認の結果、整備対象施設等の状況が、事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案若しくは設計図書の内容と相違していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

5. 維持管理開始時

- (1) 事業者は、それぞれの供用開始に先立って、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。
- (2) 事業者は、研修等を完了し、かつ、事業契約書、募集要項、要求水準書及び応募者提案に従って対象施設を維持管理することが可能となった時点において、市に対して通知を行うものとする。
- (3) 市は、通知を受領した後、供用開始に先立って、事業契約書、募集要項、要求水準書及び応募者提案に従った維持管理体制がとられていることを確認するため、維持管理体制を確認するものとする。
- (4) 事業者は、供用開始予定日まで、事業契約書、募集要項、要求水準書及び応募者提案に基づき、維持管理期間を通じた維持管理業務計画書ならびに当該事業年度の維持管理業務計画書を作成した上、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。
- (5) 事業者は応募者提案による保険の保険証書の写しが市に対して提出するものとする。
- (6) 市は、(3)、(4)ならびに(5)の確認が終了した場合、事業者に対して完成確認書を交付するものとする。
- (7) 事業者は、完成確認書を受領により維持管理業務を開始するものとする。

6. 維持管理段階

市は、対象施設の維持管理業務に関し、対象施設が利用可能であること並びに事業契約書、募集要項、要求水準書、応募者提案及び維持管理業務計画書に示された業務水準に従ったサービスが提供されていることを確認するため、要求水準書に記載される項目に従い、別紙 3 方法によりモニタリングを実施するものとする。

7. 財務状況に関するモニタリング

S P C は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、S P C に関し当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、市に提出する。また、市は当該財務書類を公開できるものとする。

モニタリングとサービス購入料 2 の減額等の措置について

1. 基本的な考え方

サービス購入料の支払額は、事業者が事業契約書、募集要項、要求水準書及び応募者提案をどれだけ満たしているかその度合いによって判断されるものである。

事業者は事業契約書、募集要項、要求水準書及び応募者提案に基づき、維持管理業務計画書を作成するものとする。

要求水準書ならびに維持管理業務計画書に定める事項について、次に規定する方法でモニタリングを行いサービス購入料 2 の支払額を決定する。

2. 事業者によるモニタリング

(1) 事業者によるモニタリング方法

事業者は、要求水準書、維持管理期間を通じた維持管理業務計画書ならびに毎事業年度の維持管理業務計画書に基づき自らモニタリングを行うものとする。

(2) 業務報告書の作成

事業者は、モニタリング結果に基づき表 1 の施設利用報告書・維持管理業務実施報告書からなる業務報告書を毎月作成し、市へ提出するものとする。業務報告書は、4 校別に作成するものとする。

表 1

報告書名	市の確認ポイント
1 施設利用報告書	・市は、本件施設が利用可能であることを確認する。
2 維持管理業務実施報告書	・市は、本件施設の維持管理業務のサービス水準が達成されていることを確認する。

以下、上記 2 つの報告書を合わせて業務報告書という。

(3) 事業者の業務報告書の作成

ア 提出期限

業務報告書の提出は毎月 1 回とする。業務報告書の提出期限は対象月の翌月 5 日（その日が[閉庁日]の場合は翌[開庁日]）までとする。

イ 提出先

業務報告書の提出先は四日市市教育委員会教育施設課とする。市の組織変更があった場合には、組織変更後の当該業務を引き継ぐ部署とする。

3. 市によるモニタリング

(1) 市によるモニタリング方法

市は、表2に示す方法によりモニタリングを行うものとする。

表2

モニタリングの方法	内容
業務報告書の確認	市は、事業者から提出された業務報告書により、本件施設の利用可能性及び維持管理業務水準の確認を行う。
立入検査	市は、3ヶ月に1回、立入検査を行い、事業者から提出された業務報告書の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。その他、随時必要に応じて、市は立入検査を行うことができる。
利用者アンケート	市は、必要に応じて市の費用負担において利用者アンケートを行う。

(2) 市の事業者への確認通知とその期限

市が事業者から業務報告書を受領した場合、市は当該受領日の翌日から起算して10日[開庁日]以内に事業者に対して業務確認の結果を通知するものとする。

市が期限までに業務確認の結果を事業者に対して通知しない場合には、市が業務確認を行ったものと見なす。

4. サービス購入料の支払メカニズム

(1) サービス購入料2の減額の考え方

サービス購入料2は「本件施設の利用可能性」達成度と「維持管理業務水準」達成度で構成されるとし、「本件施設の利用可能性」達成により確保されるサービス購入料をサービス購入料2A、「維持管理業務水準」達成により確保されるサービス購入料をサービス購入料2Bと定義づける。それぞれの構成比を70%、30%とする。四半期に支払われるサービス購入料2は、事業契約書に定められた四半期のサービス購入料2の満額より、「本件施設の利用可能性が確保されていない場合」及び「要求水準書、維持管理期間を通じた維持管理業務計画書ならびに毎事業年度の維持管理業務計画書に定める事項を満たしていない場合」(以降、「要求水準等を満たしていない場合」という)の減額等の措置による減額金額を除いたものである。

なお、モニタリング及び減額等の措置は表3のとおり学校別に行うものとする。

表3

	南中学校	橋北中学校	港中学校	富田小学校
サービス購入料2A	2Aa	2Ab	2Ac	2Ad
サービス購入料2B	2Ba	2Bb	2Bc	2Bd

(2) サービス購入料2Aの減額等(本件施設の利用可能性が確保されていない場合)

添付の「サービス購入料2A(本件施設の利用可能性が確保されていない場合)の減額等措置フローチャート」を参照すること。

ア 本件施設の利用可能性の確認

市は、事業者が各学校作成の月間行事予定に基づく開校予定日（以下「開校予定日」という。）に本件施設の利用可能性を確保しているかを以下の施設利用可能性報告書等で確認するものとする。

ここで言う「本件施設の利用可能性を確保している場合」とは、開校予定日における開校時間中に、表4の本件施設の利用に関する基本的条件が満たされている状態をいう。

表4

施設利用可能性報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設の施設及び諸室の物理的利用可能性の確保 ・本件施設の一般公開諸室の受付・利用時間の遵守
------------	---

かかる開校予定日において、本件施設の利用に関する基本的条件が満たされていない日を「施設利用可能性未達成日」という。

イ 業務報告書の記載内容に対して疑義が生じた場合の措置

立入検査或いは利用者アンケートの結果、業務報告書の記載内容に対して疑義が生じた場合、市は協議会を開催し当記載内容について協議するものとする。協議の結果、施設利用報告書において虚偽の報告が行われていることが判明した場合、表5の措置をとることができる。

表5

条件	措置
・ 虚偽の報告が当四半期のものである場合	・ 市による当四半期のサービス購入料2Aの支払停止
・ 虚偽の報告が当四半期以前のものである場合	・ 事業者による虚偽の報告の行われた四半期に支払われたサービス購入料2Aの返還
・ 当四半期時及び当四半期以前に虚偽の報告が行われ、その結果2四半期連続で虚偽の報告が行われたことになる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市による協議会の開催 ・ 市による金融機関との協議
・ 両協議の結果、市が本契約を終了すると判断する場合	・ 本契約の終了又はPFI事業者の変更
・ 両協議の結果、市が本契約を終了しないと判断する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市による当該四半期のサービス購入料2Aの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更

ウ 業務報告書の記載内容の責の所在に対して疑義が生じた場合の措置

立入検査或いは利用者アンケートの結果、記載内容の責の所在に対して疑義が生じた場合、市は協議会を開催し責の所在を協議し、表6の措置を取るものとする。

表6

条件	措置
・ 市の責による又は不可抗力によると記載されている内容が事業者の責によるものと判断される場合	・ 当記載内容の責の変更を行い、新たに事業者の責による利用可能性未達成日を追加
・ 記載内容の責の所在に対して問題がないと判断される場合	・ 当記載内容の責の変更なし

エ サービス購入料 2A の減額措置

開校予定日に本件施設の利用可能性が確保されていない場合には、事業者はその旨及び責の所在を直ちに市へ報告しなければならない。この場合、市は事業者に対して是正勧告を行うとともに、以下の計算式に基づきサービス購入料 2A を減額することができる。

減額計算式

減額するサービス購入料

$$\begin{aligned} &= (\text{四半期のサービス購入料 2A}) \\ &\times \text{四半期分} [\text{全施設及び諸室} [(\text{各施設及び諸室の配分} \% ^1) \\ &\times (\text{各月の各施設及び諸室利用可能性未達成日数} ^2) \\ &\times (\text{再発に対する重み係数} ^3)]] / (\text{当四半期の開校予定日数}) \end{aligned}$$

各施設及び諸室の配分%は各施設及び諸室の重要度に対する重み付けであり、その割合は以下の通りとする。

【施設及び諸室】	【配分%】
学習関係諸室及び生活交流空間	30%
運動施設	20%
共通空間	20%
共通・共用施設	15%
管理関係室	10%
その他	5%
	(合計 100%)

各施設及び諸室利用可能性未達成日数

本件施設の利用可能性未達成日数の計算は以下の通りとする。

- i 開校時間内に本件施設の施設及び諸室の利用可能性未達成が生じた場合、又は一般公開諸室の受付・利用時間においてその規定時間に対し 30 分以上の変化が生じた場合、それを 1 日と計算する。
- ii 開校時間内に同施設及び同諸室の利用可能性未達成が複数回発生した場合、それを 1 日と計算する。
- iii 開校時間内に複数の施設及び諸室において利用可能性未達成が発生した場合、それぞれを 1 日と計算する。

利用可能性未達成が市の責或いは不可抗力による場合は、当利用可能性未達成に対して上記の減額は適用されないものとする。

再発に対する重み係数

諸室利用可能性未達成が同じ施設及び諸室に 1 ヶ月以内に 3 日以上発生した場合（同日発生は含まない）、再発に対する重み係数を 2 とする。それ以外の場合は 1 とする。

オ サービス購入料 2A の支払停止

同施設及び同諸室に利用可能性未達成が当四半期に 3 日以上発生する事態が、2 四半期連続で発生した場合、市は当四半期のサービス購入料 2A の支払停止及び是正勧告を行うことができる。

カ 是正勧告と業務改善計画書の提出

事業者は是正勧告を受けた場合、業務改善計画書を、施設利用可能性未達成日の翌日から起算して 5 日[開庁日]が経過する日、又は是正勧告日の翌日から起算して 5 日[開庁日]が経

過する日のいずれか早い日までに、市へ提出しなければならない。ただし、市が業務改善計画書の提出の延期を認めた場合はその限りではない。

事業者が期日内に業務改善計画書を提出しない場合、当未達成に対するサービス購入料 2A の減額の 2 倍の額を追加減額とする。

キ 維持管理者の変更、事業者の変更及び契約の終了

同施設及び同諸室に利用可能性未達成が当四半期に 3 日以上発生する事態が、3 四半期連続で発生した場合、市は本契約を終了する権利を有し、本契約の終了について協議会を開催することができる。市は、また金融機関との直接契約に基づき、本契約の終了について当金融機関と協議を行うことができる。

両協議の結果、本契約を終了すると判断される場合、本契約の終了又は事業者の変更を行うものとする。

両協議の結果、本契約を終了しないと判断される場合、四半期のサービス購入料 2A の支払停止、是正勧告及び維持管理者の変更を行うものとする。

表 7

条件	措置
・ 当四半期に施設利用可能性未達成日が発生していない場合	・ 市による当四半期のサービス購入料 2A の満額支払
・ 同施設及び同諸室に利用可能性未達成日が当四半期に 3 日以上発生していない場合	・ 市による当四半期のサービス購入料 2A の減額 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 同施設及び同諸室に利用可能性未達成日が当四半期に 3 日以上発生した場合	・ 市による、再発に対する重み付けを行った当四半期のサービス購入料 2A の減額 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 同施設及び同諸室に利用可能性未達成日が当四半期に 3 日以上発生する事態が、2 四半期連続で発生した場合	・ 市による当四半期のサービス購入料 2A の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 同施設及び同諸室に利用可能性未達成が当四半期に 3 日以上発生する事態が、3 四半期連続で発生した場合	・ 市による協議会の開催 ・ 市による金融機関との協議 【両協議の結果、市が本契約を終了すると判断する場合】 ・ 本契約の終了又は事業者の変更 【両協議の結果、市が本契約を終了しないと判断する場合】 ・ 市による当該四半期のサービス購入料 2A の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理者の変更

(3) サービス購入料 2B の減額等（要求水準等を満たしていない場合）

添付の「サービス購入料 2B（要求水準等を満たしていない場合）の減額等措置フローチャート」を参照すること。

ア 維持管理業務水準の確認

市は、以下の業務に関する維持管理業務実施報告書等で維持管理業務水準を確認するものとする。

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 植栽・外構維持管理業務
- 清掃業務
- 安全管理業務
- 備品等保守管理業務

維持管理業務水準は、開校予定日における開校時間中が対象であり、機械警備（24時間）及び関連する非常時・緊急時への対応は24時間とする。

イ 業務報告書の記載内容に対して疑義が生じた場合の措置

立入検査或いは利用者アンケートの結果、業務報告書の記載内容に対して疑義が生じた場合、市は協議会を開催し当該記載内容について協議する。協議の結果、維持管理業務実施報告書において虚偽の報告が行われていることが判明した場合、表8の措置をとる。

表 8

条件	措置
・ 虚偽の報告が当四半期のものである場合	・ 市による当該四半期のサービス購入料2Bの支払停止
・ 虚偽の報告が当四半期以前のものである場合	・ 事業者による虚偽報告の行われた四半期に支払われたサービス購入料2Bの返還
・ 当四半期時及び当四半期以前に虚偽の報告が行われ、その結果2四半期連続で虚偽の報告が行われたことになる場合	・ 市による協議会の開催 ・ 市による金融機関との協議
・ 両協議の結果、市が本契約を終了すると判断する場合	・ 本契約の終了又はPFI事業者の変更
・ 両協議の結果、市が本契約を終了しないと判断する場合	・ 市による当該四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更

ウ サービス購入料2Bの減額措置及び支払の復活

維持管理業務水準が要求水準等を満たしていない場合、市は事業者に対して是正勧告を行うとともに、サービス購入料2Bの減額措置をとることができる。

【減額計算式】

$$\begin{aligned}
 & \text{減額するサービス購入料} \\
 & = (\text{四半期のサービス購入料} 2B) \\
 & \quad \times \text{四半期} \left[\text{全維持管理項目} [(\text{各月の各維持管理項目の要求水準抵触によるペナルティポイント}^4) \times (\text{虚偽の報告に対する重み係数}^5)] \right] \\
 & \quad / (\text{四半期の要求水準を全て満たした場合の総点数}^6)
 \end{aligned}$$

ペナルティポイント

ペナルティポイントとは、維持管理業務水準が要求水準等を満たしていない場合に課されるポイントで、各業務のモニタリング項目（要求水準書案 資料 18 20、22 24 参照）の優先度及びその達成度に応じて算定される。事業者は当内容に応じてペナルティポイントを算定し、当月の維持管理業務報告書に記載する。

モニタリング項目に対する抵触時の減少点数を以下のように定義する。

【モニタリング項目の優先度】	【ペナルティポイント】
A	6点
B	3点
C	1点

ペナルティポイントは四半期でカウントするが、四半期のペナルティポイントは、次の四半期には引き継がれない。

ペナルティポイントを付与しない場合は以下の通りである。

- i 要求水準等の抵触が、市の責による場合。
- ii 予め市の承諾を得た作業等により、一時的に要求水準等に抵触した場合。
- iii 「本件施設の利用可能性が確保されていない」と既に判断されている場合の要求水準等の抵触。
- iv その他市が認める場合。

虚偽の報告に対する重み係数

当四半期において、要求水準書等に定める事項を満たしていない場合、事業者が維持管理業務実施報告書において虚偽の報告を行った場合、「虚偽の報告による重み係数」を2とする。

虚偽の報告により事業者が既にサービス購入料 2B を受領している場合は、事業者は、直ちに虚偽の報告の行われた四半期に受領したサービス購入料 2B を全額、市に返還するものとする。

虚偽の報告がない場合は「虚偽の報告による重み係数」を1とする。

6) 四半期の要求水準を満たした場合の総点数

毎月の要求水準を満たした場合の総点数を 287 点とし、四半期の要求水準を満たした場合の総点数を 861 点とする。

エ サービス購入料 2B の支払停止

当四半期のペナルティポイントが 29 点以上 115 点未満で、前四半期のペナルティポイントも 29 点以上 115 点未満の場合（2 四半期連続で減額対象）市はサービス購入料 2B の支払停止及び是正勧告を行うことができる。

四半期のペナルティポイントが 115 点以上で、前四半期のペナルティポイントが 0 点以上 29 点未満の場合、市はサービス購入料 2B の支払停止及び是正勧告を行うことができる。

オ 是正勧告と業務改善計画書の提出

事業者が是正勧告を受けた場合、事業者は業務改善計画書を是正勧告日の翌日から起算して 5 日 [開庁日]以内に市に提出しなければならない。ただし、市が業務改善計画書の提出の延期を認めた場合はその限りではない。

事業者が期日以内に業務改善計画書を提出しない場合、当維持管理業務水準抵触に対するサービス購入料 2B の減額の 2 倍の額を追加減額とする。

カ 維持管理業者の変更、事業者の変更及び契約の終了

当四半期のペナルティポイントが 29 点以上 115 点未満で前四半期のペナルティポイントが 115 点以上の場合（前四半期が支払停止）又は、当四半期のペナルティポイントが 115 点以上で、前四半期のペナルティポイントが 29 点以上 115 点未満の場合（前四半期が減額）、市は維持管理業者の変更について協議会を開催することができる。

協議の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合、当四半期のサービス購入料 2B の支払停止、是正勧告及び維持管理業者の変更を行うものとする。

協議の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合、市は当四半期のサービス購入料 2B の支払停止及び是正勧告を行うものとする。

当四半期のペナルティポイントが 115 点以上で前四半期のペナルティポイントが 115 点以上の場合（2 四半期連続で支払停止対象）市は本契約を終了する権利を有し本契約の終了について協議会を開催することができる。市は、また金融機関との直接契約に基づき、本契約の終了について当金融機関と協議を行うことができる。

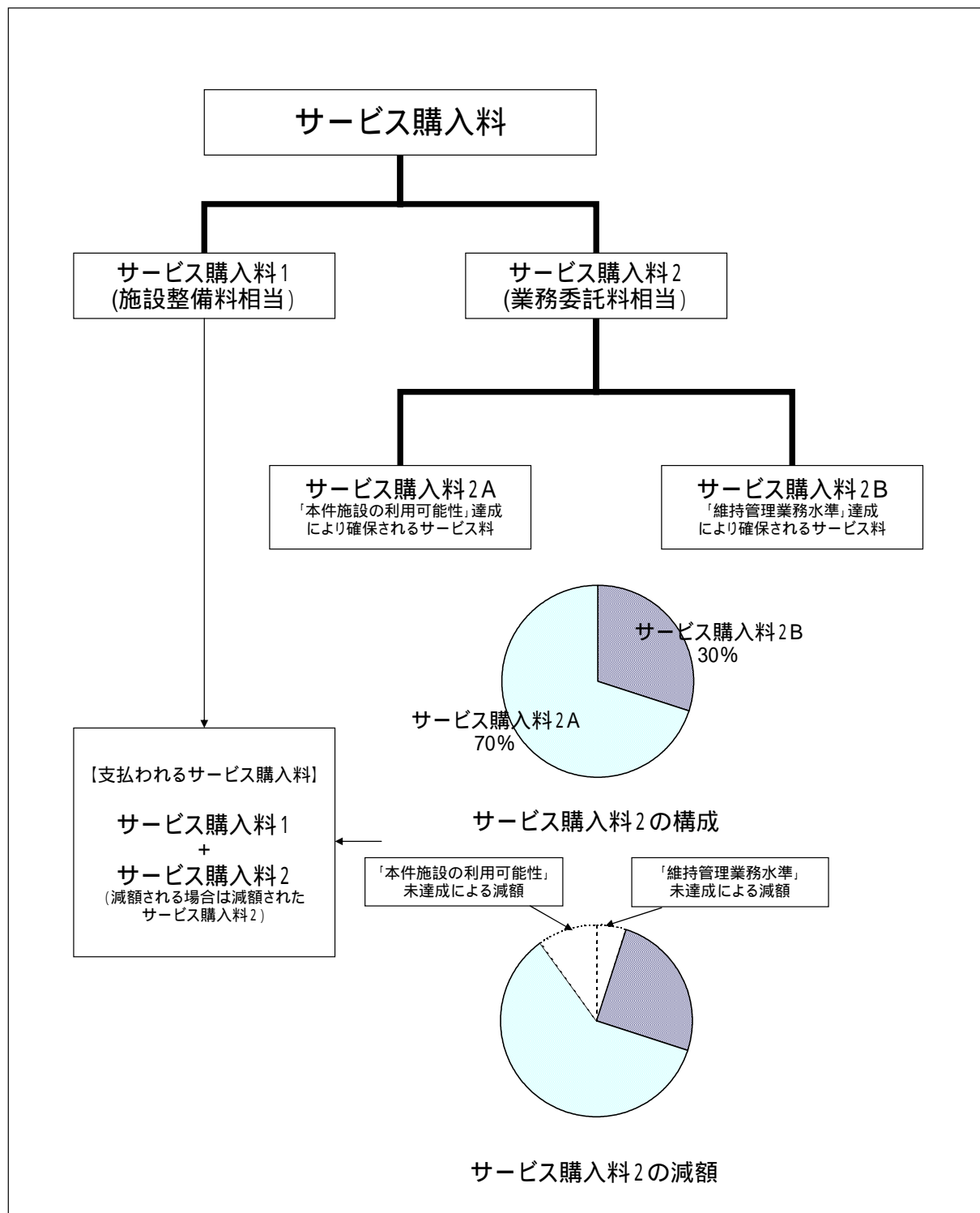
両協議の結果、本契約を終了すると判断される場合、本契約の終了又は事業者の変更を行うものとする。

両協議の結果、本契約を終了しないと判断される場合、当該四半期のサービス購入料 2B の支払停止、是正勧告及び維持管理業者の変更を行うものとする。

表9

条件 / ペナルティポイント		措置
当四半期	前四半期	
・ 0～28点	・ 0～28点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの満額支払
	・ 29～114点 (減額)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの満額支払 ・ 市による前四半期のサービス購入料2Bの減額分の支払(復活)
	・ 115点以上 (支払停止)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの満額支払 ・ 市による前四半期のサービス購入料2Bの50%支払(復活)
・ 29～114点	・ 0～28点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの減額 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善報告書の提出
	・ 29～114点 (減額)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者の業務改善計画書の提出
	・ 115点以上 (支払停止)	・ 市による協議会の開催 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 115点以上	・ 0～28点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 29～114点 (減額)	・ 市による協議会の開催 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 115点以上 (支払停止)	・ 市による協議会の開催 ・ 市による金融機関との協議 【両協議の結果、本契約を終了すると判断される場合】 ・ 本契約の終了又は事業者の変更 【両協議の結果、本契約を終了しないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料2Bの支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更

「サービス購入料の支払及び減額」についての考え方



サービス購入料2A (本件施設の利用可能性が確保されていない場合)の減額等措置フローチャート

サービス購入料2Aについては添付「サービス購入料の支払及び減額」についての考え方、参照
利用可能性が確保されていない場合は、本線のプロローに従う

